

○木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則

平成22年 6 月 1 日規則第20号

改正

平成24年 8 月 9 日規則第53号

平成27年 3 月26日規則第18号

平成28年 2 月19日規則第 2 号

平成29年 3 月 1 日規則第 4 号

平成29年10月 6 日規則第33号

平成31年 3 月20日規則第12号

令和 2 年 1 月16日規則第 2 号

令和 3 年 3 月 1 日規則第 3 号

令和 5 年 5 月25日規則第33号

木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
施行規則

木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成16年木更津市規則第26号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成22年木更津市条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例に規定する用語の例による。

（安全基準）

第 3 条 条例第 6 条の規則で定める安全基準は、別表第 1 の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第 1 の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

(公共的団体の範囲)

第4条 条例第9条第1項第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、東日本高速道路株式会社及び日本郵政株式会社
- (2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区
- (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、審査能力があるものとして市長の認定を受けた者

2 前項第7号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(土地所有者等の同意等)

第5条 条例第10条第1項（条例第15条第1項及び条例第26条第1項において準用する場合を含む。）の同意は、条例第9条第1項の許可の申請が、条例第12条第1項又は第3項の規定によるものである場合にあっては特定事業区域内土地使用同意書（別記第2号様式）により、同条第2項の規定によるものである場合にあっては特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書（別記第3号様式）によらなければならない。

2 条例第10条第2項（条例第15条第1項及び条例第26条第1項において準用する場合を含む。）の規則で定める特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者は、特定事業区域内の土地につき地上権、永小作権、質権、地役権又は賃借権を有する者とする。

3 条例第10条第2項の同意は、条例第9条第1項の許可の申請が、条例第12条第1項又は第3項の規定によるものである場合にあっては特定事業区域内施工同意書（別記第4号様式）によ

り、同条第2項の規定によるものである場合にあっては特定事業（一時たい積特定事業）区域内施工同意書（別記第5号様式）によらなければならない。

4 第1項及び第3項に規定する同意書には、当該同意をした者が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書、法人である場合にあっては、代表者の印鑑証明書であって登記所が発行したものを添付しなければならない。

5 条例第10条第3項の規則で定める当該特定事業区域に隣接する土地の所有者は、当該特定事業区域に隣接する土地の所有者とする。

6 条例第10条第3項（条例第15条第1項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。）の規則で定める特定事業区域に隣接する土地の所有者の承諾は、隣接土地所有者承諾書（別記第6号様式）によらなければならない。

7 条例第10条第3項の規則で定める特定事業区域の近隣の住民は、特定事業区域から2,000メートル以内の範囲の区域に居住する者とする。

8 条例第10条第3項の規則で定める特定事業区域の近隣の住民の承諾は、近隣住民承諾書（別記第7号様式）によらなければならない。

9 条例第10条第3項の規定による特定事業区域の近隣の住民の承諾は、特定事業区域から2,000メートル以内の範囲の区域に居住する者の世帯の10分の8以上の世帯主から得なければならない。

（事前協議等）

第6条 条例第11条第1項に規定する計画書は、特定事業（変更）事前計画書（別記第8号様式）とする。

2 条例第11条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるもの（条例第15条第1項の許可の申請をしようとする場合にあっては、変更するものに限る。）とする。

（1） 特定事業場の位置図及び付近の見取図

（2） 現場責任者であることを証する書面

（3） 特定事業場の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるもの。ただし、次項に規定する一時たい積特定事業にあっては、土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるもの）

（4） 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し（当該土地の所有者名を記載したもの）

- (5) 条例第10条第3項に規定する特定事業にあつては、当該特定事業区域に隣接する土地の登記事項証明書、公図の写し（当該土地の所有者名を記載したもの）及び特定事業区域から2,000メートル以内の範囲の区域に居住する者の世帯数調査書（別記第9号様式）
- (6) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とする土砂等を採取する地点の位置図（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図）
- (7) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
- (8) 排水関連の書類（湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地及び自然排水を遮断するような地形構造の場合には、暗渠排水施設の設置等、排水に係る施設やその他の有効な排水に係る措置の図面、流量計算書及び流域の図面。調整池等の設置が必要な場合にあっては、当該調整池等の容量計算書及び構造図等の図面）
- (9) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面
- (10) 擁壁又は崖面崩壊防止施設（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。以下同じ。）を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図
- (11) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (12) 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書
- (13) 特定事業が別表第4に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為の許認可を要する法令等の題名を記載した書面
- (14) 特定事業場への土砂等の搬入（次項に規定する一時たい積特定事業である場合にあっては、搬入及び搬出）予定経路図
- (15) 住民説明の計画書
- (16) その他市長が必要と認めるもの

3 条例第11条第2項に規定する計画書は、一時たい積特定事業（変更）事前計画書（別記第10号様式）とする。

4 条例第11条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるもの（条例第15条第1項の許可の申請をしようとする場合にあっては、変更するものに限る。）とする。

(1) 第2項第1号から第4号まで、第6号及び第13号から第15号までに掲げるもの

(2) その他市長が必要と認めるもの

5 条例第11条第3項の規則で定める届出は、特定事業事前計画内容変更届（別記第11号様式）によらなければならない。

6 条例第11条第3項の届出には、協議の内容の変更に係る第2項の書類及び図面を添付しなければならない。

7 条例第11条第4項の規則で定める住民説明は、特定事業区域に隣接する土地の所有者及び近隣の住民等（以下本項において「関係住民」という。）に対し、説明会を開催して行うものとし、当該説明会の開催の周知を図るとともに、当該説明会への関係住民以外の者の出席を拒んではならない。ただし、条例第11条第1項又は第2項に規定する協議を行った者の責めに帰することのできない事由により当該説明会を開催することができない場合においては、その特定事業計画を記載した資料を配布する方法等により行うことができる。

8 条例第11条第5項の規則で定める住民説明の実施状況の報告書は、特定事業説明実施状況報告書（別記第12号様式）により、第10項の期間内に提出しなければならない。

9 市長は、条例第11条第1項又は第2項に規定する協議が成立したときは、当該協議を行った者に対し特定事業（変更）事前協議済書（別記第13号様式）により通知するものとする。

10 条例第11条第1項又は第2項に規定する協議の期間（同条第3項の規定による協議の内容について変更が生じた場合の当該協議期間を含む。）は協議開始から2年以内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

11 前項ただし書きの協議を申し出ようとする者は、特定事業（変更）事前協議延長申出書（別記第14号様式）により申し出なければならない。

12 条例第11条第1項第10号及び同条第2項第8号の規則で定める事項は、申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに所在地）とする。

（許可の申請等）

第7条 条例第12条第1項に規定する申請書は、特定事業許可申請書（別記第15号様式）とする。

2 条例第12条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

(1) 申請者の住民票の写し（申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）

(2) 申請者が条例第14条第1項第1号アのいずれにも該当しない者であることを誓約する書

面

- (3) 申請者が条例第14条第1項第1号カに規定する未成年者（以下本条において「未成年者」という。）である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書）及び当該法定代理人が条例第14条第1項第1号アのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- (4) 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- (5) 特定事業場の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）
- (6) 特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）
- (7) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し（当該土地の所有者名を記載したもの）
- (8) 特定事業区域の表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10項第2号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書（別記第16号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記第17号様式。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。以下同じ。）
- (9) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
- (10) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面
- (11) 擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図
- (12) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (13) 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書
- (14) 特定事業が別表第4に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
- (15) 現場責任者であることを証する書面

- (16) 第5条第1項に規定する特定事業区域内土地使用同意書及び同条第3項に規定する特定事業区域内施工同意書
 - (17) 条例第10条第3項に該当する特定事業にあつては、当該特定事業区域に隣接する土地の登記事項証明書、公図の写し（当該土地の所有者名を記載したもの）、第5条第6項に規定する隣接土地所有者承諾書、同条第8項に規定する近隣住民承諾書及び第6条第2項第5号に規定する世帯数調査書
 - (18) 前条第9項に規定する特定事業（変更）事前協議済書
 - (19) その他市長が必要と認める書類及び図面
- 3 条例第12条第1項第11号の規則で定める事項は、申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに所在地）とする。
- 4 条例第12条第2項に規定する申請書は、特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書（別記第18号様式）とする。
- 5 条例第12条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。
- (1) 第2項第1号から第4号まで、第7号、第14号及び第15号に掲げる書類及び図面
 - (2) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図
 - (3) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあつては、第2項第8号に掲げる書類及び図面
 - (4) 特定事業場の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）
 - (5) 特定事業区域の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）
 - (6) 第5条第1項に規定する特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書及び同条第3項に規定する特定事業（一時たい積特定事業）区域内施工同意書
 - (7) 前条第9項に規定する特定事業（変更）事前協議済書
 - (8) その他市長が必要と認める書類及び図面
- 6 条例第12条第2項第7号の規則で定める事項は、申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び代表者の氏

名並びに所在地) とする。

7 条例第12条第3項に規定する申請書は、特定事業（小規模埋立て等）許可申請書（別記第19号様式）とする。

8 条例第12条第3項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

（1） 第2項第1号から第15号までに掲げるもの

（2） 第5条第1項に規定する特定事業区域内土地使用同意書及び同条第3項に規定する特定事業区域内施工同意書

（3） 前条第9項に規定する特定事業（変更）事前協議済書

（4） その他市長が必要と認める書類及び図面

9 条例第12条第3項第2号の規則で定める事項は、申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに所在地）とする。

10 第2項第8号に規定する特定事業区域の表土の地質検査は、次に掲げる方法によらなければならない。

（1） 地質検査は、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれ当該右欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

500平方メートル以上3,000平方メートル未満	1
3,000平方メートル以上1ヘクタール未満	2
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8

7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11
10ヘクタール以上	12

(2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において行うこと。

(3) 地質検査は、前号の規定により採取された試料について、それぞれ、別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

(許可の必要のない事業の届出)

第8条 条例第9条第2項の届出は、当該土砂等の埋立て等に着手する日の10日前までに、小規模埋立て等（一時たい積特定事業を除く。）にあつては小規模埋立て等届（別記第20号様式）、小規模埋立て等（一時たい積特定事業に限る。）にあつては小規模埋立て等届（一時たい積特定事業）（別記第21号様式）により行うものとする。

2 前項の小規模埋立て等届に添付する条例第9条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 届出者の住民票の写し（届出者が法人である場合にあつては、登記事項証明書）
- (2) 前条第2項第4号から第7号までに掲げる書類及び図面
- (3) 第5条第1項に規定する特定事業区域内土地使用同意書及び同条第3項に規定する特定事業区域内施工同意書
- (4) 条例第9条第1項第2号に規定する採取場から採取された土砂等であることを証する土砂等売渡・譲渡証明書（別記第22号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類及び図面

3 第1項の小規模埋立て等届（一時たい積特定事業）に添付する条例第9条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 届出者の住民票の写し（届出者が法人である場合にあつては、登記事項証明書）
- (2) 前条第2項第4号及び第7号に掲げる書類及び図面
- (3) 特定事業場の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構

造が確認できるものに限る。)

(4) 特定事業区域の平面図及び断面図(土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。)

(5) 第5条第1項に規定する特定事業(一時たい積特定事業)区域内土地使用同意書及び同条第3項に規定する特定事業(一時たい積特定事業)区域内施工同意書

(6) 条例第9条第1項第2号に規定する採取場から採取された土砂等であることを証する土砂等売渡・譲渡証明書

(7) その他市長が必要と認める書類及び図面
(構造上の基準)

第9条 条例第14条第1項第7号の規則で定める構造上の基準は、別表第2に定めるとおりとする。

2 条例第14条第2項第3号の規則で定める構造上の基準は、別表第3に定めるとおりとする。
(構造上の基準に係る適用除外)

第10条 条例第14条第4項の規則で定めるものは、別表第4に掲げる行為とする。
(変更の許可の申請等)

第11条 条例第15条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 氏名若しくは名称、住所若しくは所在地又は法人の代表者の氏名の変更

(2) 法定代理人の氏名又は住所(法定代理人が法人である場合にあっては、名称若しくは代表者の氏名又は所在地)の変更

(3) 現場事務所の位置の変更

(4) 現場責任者の氏名又は職名の変更

(5) 特定事業に使用される土砂等の量の変更(当該土砂等の量を減少させるものに限る。)

(6) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画の変更

(7) 特定事業区域以外の地域への排水を測定する施設の位置の変更

(8) 特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として、特定事業区域の区域内に設けた排水施設又は特定事業区域の区域外に設けた柵の構造の変更(排水施設又は柵の機能を高めるものに限る。)

2 条例第15条第3項に規定する申請書は、条例第12条第1項の申請に係る許可の変更の場合にあっては特定事業変更許可申請書(別記第23号様式)、同条第2項の申請に係る許可の変更の

場合にあつては特定事業（一時たい積特定事業）変更許可申請書（別記第24号様式）、同条第3項の申請に係る許可の変更の場合にあつては特定事業（小規模埋立て等）変更許可申請書（別記第25号様式）とする。

3 条例第15条第3項の規則で定める書類及び図面は、条例第12条第1項の申請に係る許可の変更の場合にあつては第7条第2項各号、条例第12条第2項の申請に係る許可の変更の場合にあつては第7条第5項各号、条例第12条第3項の申請に係る許可の変更の場合にあつては第7条第8項各号に掲げる書類及び図面のうち変更に係る書類及び図面とする。

4 条例第15条第8項の規定による市長への届出は、第1項に規定する軽微な変更をした日から起算して10日以内に特定事業軽微変更届（別記第26号様式）を、同項の規定による土地の所有者への通知は特定事業軽微変更通知書（別記第27号様式）を提出して行わなければならない。

5 前項の届出には、変更事項を証する書類を添付するものとする。

（特定事業の着手の届出）

第12条 条例第17条の届出は、特定事業着手届（別記第28号様式）を提出して行わなければならない。

（土砂等の搬入の届出等）

第13条 条例第18条の規則で定める届出は、土砂等を搬入しようとする日の7日前までに、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（別記第29号様式）を提出して行わなければならない。

2 条例第18条の当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（別記第30号様式）とする。

3 条例第18条の特定事業区域に搬入しようとする土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の量の5,000立方メートルまでごとの検査試料採取調書（別記第16号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記第17号様式）とする。

4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析（濃度）結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。

5 条例第18条第1号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面

で規則で定めるものは、第8条第2項第4号に規定する土砂等売渡・譲渡証明書とする。

(土砂等管理台帳)

第14条 条例第19条第1項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（別記第31号様式）によるものとする。

2 条例第19条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可を受けた者の氏名又は名称
- (2) 特定事業の許可の年月日及びその番号
- (3) 特定事業場の位置及び特定事業区域の面積
- (4) 特定事業の許可の期間
- (5) 特定事業に使用される土砂等の量
- (6) 現場責任者の氏名及び職名
- (7) 特定事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所において土砂等の発生又は採取にかかる工事を行う者（以下「発生場所の事業者」という。）の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (8) 特定事業に使用される土砂等の発生又は採取に係る工事名及び当該工事の責任者の氏名
- (9) 特定事業に使用される土砂等の発生場所の事業者との間の契約における土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名又は名称

3 条例第19条第2項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（一時たい積特定事業）（別記第32号様式）によるものとする。

4 条例第19条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第2項各号（第5号を除く。）に掲げる事項
- (2) 特定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量

5 条例第19条第1項及び第2項に規定する土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における同条第1項各号又は同条第2項各号に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

6 条例第19条第1項及び第2項に規定する土砂等管理台帳は、毎年3月末日をもって閉鎖しなければならない。

7 条例第31条第4項に規定する土砂等管理台帳について、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 作成された電磁的記録を事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

8 事業者が、前項各号の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。

（土砂等の量等の報告）

第15条 条例第19条第3項の規定による報告は、特定事業に係る土砂等の埋立て等に着手した日（以下「特定事業に着手した日」という。）から1月ごとに当該1月を経過した日から1週間以内（特定事業の中止をしようとするとき（当該中止をしようとする期間が2月以上であるときに限る。次項において同じ。）は当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、特定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第23条第3項、条例第24条第3項又は条例第25条第3項の規定による届出の時）に、特定事業状況報告書（別記第33号様式）を提出して行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、条例第19条第3項の規定による報告は、特定事業に着手した日から1月ごとに当該1月を経過した日から1週間以内（特定事業の中止をしようとするときは当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、特定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第23条第3項、条例第24条第3項又は条例第25条第3項の規定による届出の時）に、特定事業（一時たい積特定事業）状況報告書（別記第34号様式）を提出して行わなければならない。

（地質検査）

第16条 条例第20条第1項の規定による地質検査は、特定事業に着手した日から3月ごと（条例第23条第1項の規定による届出（中止をしようとするときの届出を除く。以下この条、第17条第2項及び第18条において同じ。））、条例第24条第1項の規定による届出又は条例第25条第1項の規定による届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員

の立会いの上、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 地質検査は、特定事業区域を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
- (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行うこと。
- (3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第1号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあっては、市長が定めるところにより、第1号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、1試料とすることができる。
- (4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

2 前項に定めるもののほか、条例第23条第1項の規定による届出、条例第24条第1項の規定による届出又は条例第25条第1項の規定による届出を行った場合にあっては、あらかじめ、市長が指定する期日に、市長の指定する職員の立会いの上、次に掲げる方法により地質検査を行わなければならない。ただし、土砂等の埋立て等の最大高さが10メートル未満の特定事業は除く。

- (1) 地質検査は、特定事業区域を10,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
- (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに、市長の指定する地点（本号において「指定地点」という。）において、当該指定地点から垂線をおろした当該特定事業施工前における表土上端の地点（本号において「表土地点」という。）から指定地点までの区間において、表土地点を含め、当該表土地点から5メートルごとの土壌について行うこと。
- (3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点ごとに1試料とすること。
- (4) 地質検査は、前号の規定による試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

3 前2項の規定にかかわらず、特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、条例第20条第1項の規定による地質検査は、特定事業に着手した日から3月ごと（条例第23条第1項の規定による届出、条例第24条第1項の規定による届出又は条例第25条第1項の規定による届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員の立会いの上、第

1 項各号に掲げる方法により行わなければならない。この場合において、一の土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態でたい積されている場合にあつては、地質検査は省略することができる。

- 4 前項の規定にかかわらず、条例第24条第1項の規定による届出のうち、表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の当該特定事業に係る届出にあつては、地質検査は省略することができる。

(水質検査)

第17条 条例第20条第1項の規定による水質検査は、特定事業に着手した日から3月ごと（条例第23条第1項の規定による届出、条例第24条第1項の規定による届出又は条例第25条第1項の規定による届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員の立会いの上、試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める測定方法により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては、条例第20条第1項の規定による水質検査は、特定事業に着手した日から3月ごと（条例第23条第1項の規定による届出、条例第24条第1項の規定による届出又は条例第25条第1項の規定による届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日）に、市長が指定する職員の立会いの上、試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める測定方法により行わなければならない。

(地質検査等の報告)

第18条 条例第20条第1項の規定による報告は、特定事業に着手した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1月以内（条例第23条第1項の規定による届出、条例第24条第1項の規定による届出又は条例第25条第1項の規定による届出を行った場合にあつては、第16条に規定する市長が指定した期日から1月以内）に、特定事業地質等検査報告書（別記第35号様式）に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

- (1) 検査に使用した土砂等及び排水を採取した地点の位置図及び現場写真
- (2) 第16条の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書（別記第16号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記第17号様式）
- (3) 前条の規定により採取した試料の検査試料採取調書（別記第16号様式）及び排水汚染状況測定（濃度）結果証明書（別記第36号様式。環境計量士の発行したものに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、条例第20条第1項の規定による報告は、特定事業に着手した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1月以内（条例第23条第1項の規定による届出、条例第24条第1項の規定による届出又は条例第25条第1項の規定による届出を行った場合にあっては、市長が指定する日まで）に、特定事業地質等検査報告書に前項各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

3 条例第20条第2項の規定により、条例第9条第1項の許可を受けた者が、当該許可に係る特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、当該確認した日から起算して7日以内に市長に報告しなければならない。

（標識）

第19条 条例第22条第1項に規定する標識の様式は、土砂等の埋立て等に関する標識（別記第37号様式）とする。

2 条例第22条第1項に規定する標識の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 特定事業の許可年月日及びその番号
- （2） 特定事業の目的
- （3） 特定事業場の所在地
- （4） 特定事業を行う者の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先の電話番号並びに法人にあっては代表者の氏名
- （5） 特定事業の許可の期間
- （6） 特定事業場及び特定事業区域の面積
- （7） 特定事業に使用される土砂等の量（一時たい積特定事業にあっては、年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量）
- （8） 現場責任者の氏名及び職名
- （9） 特定事業場及び特定事業区域の見取図

3 条例第22条第2項に規定する表示は、旗等の設置によるものとする。

（特定事業の廃止等に係る届出）

第20条 条例第23条第1項の規定による届出は、特定事業（廃止・中止）事前届（別記第38号様式）を提出して行わなければならない。

2 条例第23条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- （1） 特定事業の許可年月日及びその番号

- (2) 特定事業場の位置
- (3) 特定事業の許可の期間
- (4) 特定事業の廃止をしようとする年月日又は中止をしようとする期間
- (5) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域の構造
- (6) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
- (7) 廃止し、又は中止しようとする特定事業が一時的に積特定事業である場合にあっては、一時的に積特定事業の特定事業区域のうち土砂等がたい積されている面積

3 条例第23条第3項の規定による届出は、当該特定事業を廃止した日から起算して10日以内に、特定事業廃止届（別記第39号様式）を提出して行わなければならない。

（特定事業の完了に係る届出）

第21条 条例第24条第1項の規定による届出は、特定事業完了事前届（別記第40号様式）を提出して行わなければならない。

2 条例第24条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可年月日及びその番号
- (2) 特定事業場の位置
- (3) 特定事業の許可の期間
- (4) 特定事業の完了の予定年月日
- (5) 特定事業を完了した場合の特定事業区域の構造

3 条例第24条第3項の規定による届出は、当該特定事業を完了した日から起算して10日以内に、特定事業完了届（別記第41号様式）を提出して行わなければならない。

（特定事業の終了に係る届出）

第22条 条例第25条第1項の規定による届出は、特定事業終了事前届（別記第42号様式）を提出して行わなければならない。

2 条例第25条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可年月日及びその番号
- (2) 特定事業場の位置
- (3) 特定事業の許可の期間
- (4) 特定事業を終了した場合の特定事業区域の構造

- (5) 特定事業を終了した場合の特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

3 条例第25条第3項の規定による届出は、当該特定事業を終了した日から起算して10日以内に、特定事業終了届（別記第43号様式）を提出して行わなければならない。

（譲受けの許可の申請）

第23条 条例第26条第2項に規定する申請書は、特定事業譲受け許可申請書（別記第44号様式）とする。

2 条例第26条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、登記事項証明書）
- (2) 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書）
- (3) 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- (4) 現場責任者であることを証する書面
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 条例第26条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 譲り受けようとする特定事業の許可年月日及びその番号
- (2) 譲り受けようとする特定事業の許可の期間
- (3) 特定事業場の位置
- (4) 現場責任者の氏名及び職名
- (5) 譲受けの理由

（相続等の届出等）

第24条 条例第27条第2項の規定による市長への届出は、当該特定事業を承継した日から起算して10日以内に特定事業相続等届（別記第45号様式）を、同項の規定による土地の所有者への通知は特定事業相続等通知書（別記第46号様式）を提出して行わなければならない。

（土地所有者による特定事業の施工状況の把握）

第25条 条例第32条第2項の規定による特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る特定事業場において、毎月1回以上、当該施工の状況が同意にあたって確認した事項に抵触していないかどうか並びに当該特定事業場において土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうかを自ら確認することにより

行わなければならない。ただし、当該特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

(報告の期限)

第26条 条例第34条の規定により、市長から土砂等の埋立て等の業務に関し報告を求められた者は、当該報告を求められた日から起算して10日以内に報告しなければならない。

(身分を示す証明書)

第27条 条例第35条第2項に規定する証明書は、身分証明書（別記第47号様式）とする。

(書類等の提出)

第28条 条例第11条第1項及び第2項の規定による協議、条例第12条第1項、第2項及び第3項の規定による許可の申請、条例第15条第3項の規定による変更許可の申請、条例第26条第2項の規定による譲受けの許可の申請、条例第9条第2項、条例第15条第8項、条例第17条、条例第18条、条例第23条第1項及び第3項、条例第24条第1項及び第3項、条例第25条第1項及び第3項並びに条例第27条第2項の規定による届出並びに条例第19条第3項及び条例第20条第1項の規定により提出する書類及び図面の提出部数は、正副各1部とする。

(委任)

第29条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(施行前の準備)

2 この規則による改正後の木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の規定による事前協議の手続きは、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成24年8月9日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条第1項第1号の改正規定 平成27年4月1日

(2) 別表第4中第23項及び第24項を削り、第25項を第23項とし、第26項を第24項とする改正規定 平成27年4月2日

(3) 別表第4第21項の改正規定 平成27年5月29日

附 則 (平成28年2月19日規則第2号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月1日規則第4号)

この規則は、平成29年7月1日から施行する。ただし、第4条第1項第1号の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月6日規則第33号)

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第1溶出量基準の表カドミウムの項及びジクロロメタンの項の改正規定、別表第1含有量基準の表カドミウムの項の改正規定並びに別表第1の備考の5の改正規定は、平成31年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第1の規定は、施行日以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。

3 施行日において現に木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成22年木更津市条例第1号。以下「条例」という。）第9条第1項又は第15条第1項の規定による許可を受けている者が同日前に条例第18条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての新規則別表第1の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施行日において現に条例第9条第1項又は第15条第1項の規定による許可を受けている者が施行日から起算して3月を経過する日までの間に当該許可に係る特定事業の区域に土砂等を

搬入しようとするについて、施行日以後に条例第 18 条の規定による届出を行う場合であって、当該届出に係る土砂等が改正前の木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則別表第 1 の規定による安全基準に適合していることについて施行日前に同条の規定による証明があったときにおける当該届出に係る土砂等についての新規則別表第 1 の規定の適用については、附則第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 施行日において現に条例第 9 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の規定による許可を受けている者の当該許可に係る特定事業の区域内において、前 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第 20 条第 2 項、第 23 条第 5 項、第 24 条第 4 項及び第 25 条第 4 項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての新規則別表第 1 の規定の適用については、附則第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 1 月 16 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 1 日規則第 3 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 5 月 25 日規則第 33 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

（経過措置）

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号。以下「改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 8 条第 1 項本文（改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による許可を要する行為は、改正後の木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則別表第 4 第 12 号に掲げる行為とみなす。

別表第 1（第 3 条・第 7 条第 10 項第 3 号・第 13 条第 4 項・第 16 条第 1 項第 4 号・第 16 条第 2 項第 4 号）

溶出量基準

項目	基準値	測定方法
----	-----	------

カドミウム	検液 1 リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。	日本産業規格 K 0102（以下「K 0102規格」という。） 55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	K 0102規格38に定める方法（K 0102規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は昭和46年環境庁告示第59号付表 1 に掲げる方法
有機りん	検液中に検出されないこと。	昭和49年環境庁告示第64号付表 1 に掲げる方法又は K 0102規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表 2 に掲げる方法）
鉛	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	K 0102規格54に定める方法
六価クロム	検液 1 リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。	K 0102規格65.2（K 0102規格65.2.7を除く。）に定める方法
ひ素	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	K 0102規格61に定める方法
総水銀	検液 1 リットルにつき0.0005ミリグラム以下であること。	昭和46年環境庁告示第59号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表 3 及び昭和49年環境庁告示第64号付表 3 に掲げる方法

P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	日本産業規格K0125（以下「K0125規格」という。）の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	K0125規格の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。	K0125規格の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。	K0125規格の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。	シス体にあつてはK0125規格の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつてはK0125規格の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。	K0125規格の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	K0125規格の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法

トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	K 0125 規格 の 5. 1、 5. 2、 5. 3. 1、 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	K 0125 規格 の 5. 1、 5. 2、 5. 3. 1、 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	K 0125規格の5. 1、 5. 2又は5. 3. 1に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	昭和46年環境庁告示第59号付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。	昭和46年環境庁告示第59号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	昭和46年環境庁告示第59号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	K 0125規格の5. 1、 5. 2又は5. 3. 2に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	K 0102規格67. 2、 67. 3又は67. 4に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき0.8ミリグラム以下であること。	K 0102規格34. 1（K 0102規格34の備考 1 を除く。）若しくは34. 4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム

		10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170－6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又はK0102規格34.1.1c) (注(2)第3文及びK0102規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。	K0102規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4－ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
水素イオン濃度	水素指数5.8以上8.6以下であること。	K0102規格12.1に定める方法

含有量基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	試料1キログラムにつき45ミリグラム以下であること。	K0102規格55に定める方法
全シアン	試料1キログラムにつき50ミ	K0102規格38に定める方法 (K0102

	リグラム以下であること。	規格38.1及び38の備考11に定める方法を除く。)
鉛	試料1キログラムにつき150ミリグラム以下であること。	K0102規格54に定める方法
六価クロム	試料1キログラムにつき250ミリグラム以下であること。	K0102規格65.2（K0102規格65.2.7を除く。）に定める方法
ひ素	試料1キログラムにつき150ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満であること。	K0102規格61に定める方法 農用地に係るものにあつては農用地 土壌汚染対策地域の指定要件に係る 砒素の量の検定の方法を定める省令 （昭和50年総理府令第31号）第1条 第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	試料1キログラムにつき15ミリグラム以下であること。	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満であること。	農用地土壌汚染対策地域の指定要件 に係る銅の量の検定の方法を定める 省令（昭和47年総理府令第66号）第 1条第3項及び第2条に規定する方 法
セレン	試料1キログラムにつき150ミリグラム以下であること。	K0102規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	試料1キログラムにつき4,000	K0102規格34.1（K0102規格34の備

	ミリグラム以下であること。	考 1 を除く。) 若しくは34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K 0170－6 の6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又はK 0102規格34.1.1 c) (注(2)第3文及びK 0102規格34の備考 1 を除く。) に定める方法及び昭和46年環境庁告示第59号付表 7 に掲げる方法
ほう素	試料 1 キログラムにつき4,000ミリグラム以下であること。	K 0102規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
ダイオキシン類	試料 1 グラムにつき1,000ピコグラム－T E Q 以下であること。	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号)別表土壌の項に掲げる方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成 3 年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成、試料中濃度に係るものにあつては、平成15年環境庁告示第19号

付表に定める方法により試料を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。

- 2 公共事業（条例第9条第1項第1号に規定する公共事業をいう。）のうち市長が別に定める種類の事業による土砂等の埋立てが行われる場合であって、当該土砂等の埋立て等が行われている間及び当該土砂等の埋立てが完了した後において地下水の汚染の防止を図る上で必要な管理が行われるものとして、事前に市長の承認を受けたときの当該土砂等の埋立て等に使用される土砂等の砒素、ふっ素及びほう素に係る基準値の欄中検液中濃度に係る値は、それぞれ検液1リットルにつき0.03ミリグラム、2.4ミリグラム及び3ミリグラムとする。
- 3 基準値の欄中「検液中に検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 5 六価クロムの項目について、規格65.2.6に定める方法により塩分濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。
- 6 ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。
- 7 水素イオン濃度にあつては、次に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
 - (1) 乾土20グラム相当量の生土又は風乾細土を100ミリリットルビーカー又はポリ容器にとる。
 - (2) 純水又は塩化カリウム液（1 N塩化カリウム液に約N/10水酸化カリウム液を加えてp H7.0に調整したもの）を50ミリリットル加える（土：純水又は塩化カリウム液＝1：2.5とする。）。
 - (3) (2)をかくはんし、又は振とうした後1時間以上静置し、この上澄を測定に用いる。
- 8 水素イオン濃度の測定結果にはp H（H₂O）又はp H（K C l）と付記し、測定条件を明確にする。
- 9 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、K0125規格の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度とK0125規格の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とす

る。

別表第2（第9条第1項）

通常の埋立ての場合の構造基準

- 1 特定事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように杭打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施工する場合にあっては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 埋立て等の高さ（特定事業により生じたのり面の最下部（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該埋立て等の高さの欄及び当該のり面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分		埋立て等の高さ		のり面の勾配
砂、礫、砂質土、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準	建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土	土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
		その他	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル（埋立て等の高さが5メ

ず る も の				一メートル以下の場合にあつては、1.5メートル) 以上の勾配
	その他	5メートル以下		垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配
その他		安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保される勾配

4 擁壁を用いる場合にあつては当該擁壁の構造が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条から第12条までの規定に、崖面崩壊防止施設を用いる場合にあつては当該崖面崩壊防止施設の構造が同令第14条の規定にそれぞれ適合すること。

5 埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあつては、埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。

6 特定事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締め固めその他の措置が講じられていること。

7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。

8 特定事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第3（第9条第2項）

一時たい積特定事業の場合の構造

1 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間に、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ、当該右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

3,000平方メートル未満	4メートル以上
3,000平方メートル以上1ヘクタール未満	6メートル以上

1ヘクタール以上3ヘクタール未満	10メートル以上
3ヘクタール以上5ヘクタール未満	14メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	18メートル以上
10ヘクタール以上15ヘクタール未満	24メートル以上
15ヘクタール以上20ヘクタール未満	27メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

2 土砂等のたい積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が5メートル以下であること。

3 土砂等のたい積ののり面のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配であること。

別表第4（第6条第2項第13号・第7条第2項第14号・第10条）

1 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項の規定により砂防指定地における許可を要する行為

2 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業

3 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定による漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する行為

4 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為

5 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定による許可を要する開発行為並びに同法第31条、第34条第2項及び第44条において準用する第34条第2項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為

6 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、同法第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為

7 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為

- 8 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 9 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項及び第8条第1項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- 10 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の規定による特別地域内及び同法第21条第3項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
- 11 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為
- 12 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項及び第30条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内における許可を要する行為
- 13 河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 14 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第2項の規定による許可を要する開発行為
- 15 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 16 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- 17 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による農用地区域内における許可を要する行為
- 18 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為
- 19 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- 20 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第7条第1項及び第67条第1項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為

- 21 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第7項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
- 22 千葉県立自然公園条例（昭和35年千葉県条例第15号）第12条第1項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- 23 千葉県自然環境保全条例（昭和48年千葉県条例第1号）第9条第4項の規定による特別地区内における許可を要する行為
- 24 千葉県港湾管理条例（昭和51年千葉県条例第45号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為

別記